

その他の災害(風雪害)1



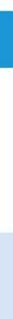
暴風雪による被害は晴天から荒天へ、天候が急転したときに多く発生します。テレビやラジオで、悪天候が予想されている場合は、油断せず注意しましょう。

▼ 暴風雪・雪害について

北海道では毎年、暴風雪災害が繰り返し発生しており、中標津町では平成25年3月2日から3日にかけての暴風雪災害によって5名の方が亡くなりました。当日は、発達した低気圧の影響で急激に天候が悪化し、著しく発達した吹雪による視界不良と道路への吹きだまりにより車の通行が不能となり、甚大な被害をもたらしました。いざというときのために、日ごろの備えが大切です。



▼ 注意報・警報の発表基準(根室北部:中標津町)



▼ 暴風雪による被害の特徴

! 吹きだまり !

車の運転が大変危険になり、積雪が20cm程度でも発進できなくなることがあります。住宅ではFF式暖房機等の給排気口がふさがれると、一酸化炭素中毒を起こす危険性があります。また、玄関が雪でふさがれて開かなくなることがあります。

! 歩行困難 !

強い風でまっすぐに歩くことが困難になります。また、雪で前が見えず、方向感覚を失って自分の位置がわからなくななります。さらに、車からは視界不良により歩行者が見えにくくなるため、歩行するのも危険となります。体温が奪われて、低体温症になるおそれもあります。

! 停電 !

電線着雪や強風、倒木や飛散物などにより電線が切れるなどして、停電が発生し、照明や暖房が使えなくなることがあります。天気が回復するまで復旧作業が行えず、停電が長期化することがあります。

▼ 緊急時の連絡先

車の故障・不具合・
レッカー移動など

JAFロードサービス
救援コール

☎0570-00-8139

車の事故・
人命救助は
警察 ☎110
消防 ☎119

※携帯電話からでも
直接通報できます

道路管理者

町道 中標津町役場 ☎0153-73-3111

道道 釧路建設管理部中標津出張所 ☎0153-72-3213

国道 釧路開発建設部中標津道路事務所 ☎0153-72-3221

▼ もしも暴風雪になつたら

屋外にいるとき

視界不良によって方向感覚がなくなり、自分の位置がわからなくなることがあります。

- 歩行中は風で飛ばされてくるものに注意する。
- 重ね着するなど肌の露出を減らして、体温が低下しないようにする。
- 商店やコンビニなど建物の中の安全な場所に移動して、天気の回復を待つ。



家の中にいるとき

FF式暖房機等の給排気口が雪でふさがれると、一酸化炭素中毒を起こす可能性があります。

- 暖房機等の給排気口が雪でふさがれていなか確認する。
- 家の出入口を確保するため、状況を見て戸口を除雪する。



車を運転しているとき

運転中に暴風雪となり視界が悪くなったり、運転を続けるのは大変危険です。

- コンビニなどで天気の回復を待つ。
- 気象情報や道路情報を確認する。



途中で立ち往生してしまったとき、後続車から追突されないように。

- ハザードランプを点滅させ、停止表示板を置き、JAF等のロードサービスに救助を求める。
- 病人がいる等、緊急の場合は警察・消防に救助を求める。
- 原則、車から離れず、エンジンを停止させるが、車両を放置し帰宅した場合は除雪等の支障となるため道路管理者へ連絡する。



その他の災害②



▼ 摩周火山について

摩周火山は、屈斜路カルデラ(東西26km、南北20km)の東壁上に成層火山として成長していましたが、約7000年前に大規模な噴火(降下火山灰、降下軽石、火碎流の噴出)が起こり、現在、摩周湖となっているカルデラ(摩周カルデラ、東西5.5km、南北7.5km)を形成しました。摩周カルデラ底には摩周湖をたたえ、湖の中央には溶岩ドームのカムイシュ島が、南東岸には小成層火山(安山岩・デイサイト)のカムイヌプリ(摩周岳)があります。約1000年前にも大きな噴火が起こり、山頂に直径1kmの火口を形成しましたが、その後、今まで噴気活動は認められていません。(気象庁ホームページより)



▼ 航空機災害に備える

中標津町には、中標津空港が所在するため、空港およびその周辺における航空機災害の発生に対し、日ごろから備えておかなければなりません。中標津町では昭和58年3月に、旅客機が着陸に失敗し、墜落する事故が発生しています(搭乗者53名、重傷者4名)。万一、航空機災害が発生した場合は、中標津町緊急情報メール、FMはなへの緊急割込放送、広報車などにより、災害に関する情報が伝達されますので、正しい情報を確認し、あわてず冷静に行動しましょう。



▼ 火災に備える

災害時における火災は被害を何倍にも大きくしてしまいます。
災害時に限らず、普段の日常生活においても発生しやすいので常に気をつけましょう。

住宅用火災警報器の設置

消防法および条例により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器には煙に反応するタイプ(煙式)と、熱に反応するタイプ(熱式)があり、条例で義務付けられている感知器は煙式です。消火器などとともにホームセンターなどでも取り扱っていますので日本消防検定協会のNSマークがついてるものを見つめましょう。



●火災警報器の基本的な設置場所

消火器の使い方

- 1 安全ピンに指をかけて上に引き抜きます。
- 2 ホースを外して火元に向けます(できるだけ先端をもつ)。
- 3 レバーを強く握ると消火剤が噴射されるので、煙や炎ではなく、手前から掃くように火元に吹き付けます。



注意!
消火のあとも熱が残っていると再発火するおそれがあるので注意しましょう。

注意!
消火器の設置は日の当たる場所や湿気の多い所を避けます。

災害は自然が起こすものだけとは限りません。普段の火の不始末から火災が発生することは日常で起こりやすい災害です。十分に注意しましょう。



▼ 火災予防の10項目

1 ストーブ周辺には燃えやすいものを置かない



ストーブはカーテンや洗濯物など燃えやすいものの近くで使用しない。石油ストーブの給油、移動は必ず火を消してから。

2 揚げ物のときはその場を離れない



電話や来客の応対など台所を離れるときは必ず火を消してから。
ガスコンロの周囲や上部に燃えやすいものを置かない。

3 寝タバコ・ポイ捨ては厳禁



寝たばこは、しない、させない習慣を。火のついたたばこの放置やポイ捨ても厳禁。

4 タコ足配線やほこりづまりに注意



電気器具のコンセントは、ホコリが溜まり発熱することがあります。定期的に掃除をしましょう。
タコ足配線も火災の原因となるのでやめましょう。

5 放火をさせない環境づくりを心がける



家の周りに燃えやすいものを置かない。夜に出す家庭のごみが放火的になることがあるので、ごみは指定された日の朝に出しましょう。

6 たき火はなるべくしない(強風の日は厳禁)



消火用の水を用意して、子どもだけでなくたき火をさせない。風のある日のたき火はやめましょう。

※たき火を行う場合は事前に消防署に申請が必要です。

7 住宅用火災警報器や消火器を設置



火災の早期発見や逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器や消火器を備える。

住宅用火災警報器

新築住宅は平成18年6月1日から既存住宅は平成23年6月1日から設置が義務付けられています。

8 子どもにライターで遊ばせない



日ごろから子どもに火の正しい使い方や火の恐ろしさをきちんと教える。
目の届くところにマッチやライターを置きっぱなしにしないよう心掛けましょう。

9 風呂の空だきに注意



点火のときは浴そうの水量を確かめて。
点火、消火は目で確認。

10 就寝前に火の元の確認を



ガスの元栓、コタツのコンセントなど指さし点検で就寝前に確認しましょう。